

2016年10月29日

日本犯罪社会学会

自由報告

日米の死刑執行停止を求める欧州評議会 2001 年決議をめぐる
外交文書の分析

永田 憲史

(関西大学法学部教授)

レジュメ 2～9頁

提示資料 10～36頁

日本犯罪社会学会 第43回大会(2016年) 自由報告

日米の死刑執行停止を求める欧州評議会 2001年決議をめぐる外交文書の分析

永田憲史(関西大学)

1 「欧州評議会のオブザーバー国における死刑廃止」決議(2001年6月25日)

欧州評議会(Council of Europe; CoE, CE)

1949年、フランスのストラスブールに設立

人権、民主主義、法の支配の価値に基礎を置き、人権等の分野で国際社会の基準策定を主導
日本・アメリカ等はオブザーバー国

人権に関するヨーロッパ会議(European Convention on Human Rights)

欧州評議会の全構成国が参加

1983年に平時の死刑廃止を採択(第6議定書)

2002年に戦時等を含むあらゆる場面での死刑廃止を採択(第13議定書)

欧州評議会議員会議において決議

→欧州評議会のオブザーバー国である日本とアメリカに対して、遅滞なく死刑執行の停止を実施し、
死刑廃止に必要な段階的措置を採ること等を求める(同決議 8)

→2003年1月1日までに同議員会議の要求の実現において著しい進歩が見られなかった場合、
欧州評議会のオブザーバー資格の維持について、同議員会議が異議を唱えることを決定すべき
である(同決議 10)

なぜ、欧州評議会はこのような強い姿勢で日本に臨むに至ったのか？



外務省に対する情報公開請求によって入手した文書を素材に分析

2 デマルシユ(2000年2月16日)

在東京スウェーデン大使、在東京ベルギー大使及び在東京欧州委員会代表部大使が外務省の
高須国際社会協力部長を来訪

日本が死刑を廃止又は執行の停止(モラトリアム)を行うようEUとして初めて要請

(EU側発言要旨)

……民主的社会において、国民世論は大切であるが、我々の経験に鑑みると、世論の反対が死刑廃止を決めた国の他に、世論の多数が死刑制度廃止を反対しているが政府は廃止という立場をとった国もある。また、日本国民は世論における死刑廃止への動きに関する情報を十分得ていないのではないかと。十分な情報が提供されれば、世論も変化するのではないかと。……

(日本側発言要旨)

……我が国においては、本問題に取り組んでいる超党派の議員やNGOもいるが、率直に言うと、本問題について国民的議論が活発になされている状況にない。……

→ヨーロッパ側は、政策問題ではなく、人権問題として死刑を巡る問題を理解

→日本側は、日本国内で廃止論が強くないことを示そうと、議論・論稿・市民運動を適切に伝えず

→死刑が問題として認識されるはずであるにもかかわらず議論すらなされていない状況は異常であり、国民に情報が十分に提供されていないことがその理由であると考えられた

3 ヤンソン欧州評議会法務人権委員長訪日前の調整(2000年12月5日)

ヤンソン欧州評議会法務人権委員長が調査のために訪日する意向を示す
外務省の西欧第一課長がストラスブール総領事館次席に電信を送信

(1) 欧州諸国は今日、死刑制度に対して極めて批判的な立場をとっていることから、CEは、オブザーバー国である我が国及び米における死刑制度を問題視してきていることは貴館からの累次報告のとおりです。従って、本件調査の最終的な目的は我が国の死刑制度の廃止を強く求めていくことにあるということは相当程度推量され、この結果、欧州側による我が国への批判が一層高まるであろうと思われます。

(2) ……CE等で我が国の死刑制度を批判する内容の何らかの決議等が採択されたことをもって、我が国の政策が直ちに変更されることは想定できません。

(3) また、本件議員の訪問の経緯、趣旨を考えると、死刑廃止を訴えにくることに終始する可能性が高く(アポイント希望先に死刑囚が含まれていることから意図は極めて明白です)、「客観的な調査」や「対話」という次元からかけ離れた、いわば「確信犯」的な調査であることは疑いがないと思われます。よって調査の結論がある程度予測がつく以上本件についての協力は慎重に対応すべきと考えられます。

→「我が国の死刑制度を批判する内容の何らかの決議等が採択」される程度に留まると考えていた
→「確信犯」という言葉まで使って、ヤンソン委員長の訪日に対する警戒感と嫌悪感を顕わに

4 ヤンソン欧州評議会法務人権委員長の法務大臣表敬訪問(2001年2月22日)

ヤンソン委員長が訪日

竹村泰子死刑廃止を推進する議員連盟会長らとともに、高村正彦法務大臣を表敬訪問

(委員長)

……欧州評議会の全加盟国が、既に、死刑を廃止または執行の停止を行っているところ、オブザーバー国である日本にも、死刑の廃止または死刑執行の停止を求めたい。

(法務大臣)

日本では、一昨年9月、国民の8割が重大な犯罪については死刑の執行も止むを得ないと考えているとの世論調査結果が出されており、また、執行のモラトリアムについても、極めて慎重に限定的に適用されている死刑の状況から、世論に照らして難しい。

……

(委員長)

死刑囚の房の見学と死刑囚との面会を希望します。

(法務大臣)

少なくとも、現時点では困難ですが、国政調査権に基づく国会からの正式な要請があれば、これを検討する余地があります。その後であれば、何らかの対応ができる可能性はあると思います。

→ヤンソン委員長は、死刑確定者の居室の参観や死刑確定者との面会を求める

…法務大臣は正面から拒絶せず

5 ヤンソン欧州評議会法務人権委員長の法務事務次官らとの意見交換(2001年2月22日)

ヤンソン委員長が松尾邦弘法務事務次官、小畑輝海官房審議官(矯正局担当)らと意見交換

(ヤンソン) ……詳しく拘置所の状況を説明して戴き、死刑囚の舎房を視察させて戴き、更に死刑囚にも面会させて戴きたい、と考えています。

(次官) ……個別の問題については、それぞれに回答の用意があります。

……

(ヤンソン) デ・ファクト・モラトリウム(事実上の死刑執行の停止)についてもご検討願いたいのですが・・。

(次官) 死刑囚に、彼らに期待感を抱かせてしまうということで、法務大臣単独の判断で法務省としての死刑執行停止は困難である、と思います。

……

(小畑審議官) 大臣室での二つの質問に回答します。

一つは、死刑確定者の舎房見学の件ですが、死刑囚の心情安定のため、応じ兼ねます。空いている舎房については可能です。……

(ヤンソン) 死刑囚の心の平安? 自分は欧州で定期的に刑務所訪問をしているところ、それを乱すということが理解出来ません。

(小畑審議官) 死刑確定者は、自分の死を待っている、という状況にあります。懲役受刑者には刑務作業がありますが、死刑確定者には何もありません。そこで、短歌・俳句等、趣味的な活動その他に没頭したり、教誨師に会ったりとか・・。

(ヤンソン) 自分の経験上、欧州においては、受刑者の精神的な平穏を決して乱したことはありません。

(次官) 心情を乱すことはない、というようなことは、実際に会って判断出来ることです。しかし、一般的にそういう制度は採り難いものです。また、日本人の感覚は、欧州の人々とのそれとは違う、と思います。

問題提起としては、これを受け止めておきたい、と考えます。

→死刑確定者の居室の参観や死刑確定者との面会を内容とするヤンソン委員長の求めを拒絶

…死刑確定者の心情安定を理由

…「秘密主義」と批判されてきた死刑の密行性をまざまざと見せ付けるもの

心証を決定的に悪化させた可能性

6 ストラスブール総領事の意見具申(2001年6月28日)

山口英一ストラスブール総領事が外務省本省に対して、電報を送信(秘かつ至急)

……

本件死刑廃止問題については、米国では死刑廃止を実施済みの州も存在し、更には欧州の声に呼応するかのように死刑廃止運動も展開されていることは御高承のとおりである。翻って、我が国の現状を見ると、犯罪の凶悪化に伴って刑罰を強化する方向に動いており、今般当地で開催された死刑廃止世界会議のみならず、CE議員会議の審議するマスコミによる報道はほとんど無く、死刑廃止運動はごく少数派に過ぎず、市民社会をも巻き込んだ議論もほとんど見られない状況にある。このまま推移すれば、我が国は米国のみならず、韓国、台湾その他のアジア諸国にも遅れを取り兼ねないと懸念される。

そこで、死刑問題が単に我が国のCEにおけるオブザーバー・ステータスにリンクされている欧州の一国際機関の問題ではなく、我が方外交全般に影響を及ぼす要因となりうるとの観点から、欧州における死刑問題の取扱い方、本件取り進め振り等につき卑見を申し進めるところ、貴本省におかれては、右を踏まえよろしく御検討

頂くとともに、関係省庁に対しても今後の対処振りの参考に供されるよう特段の御高配をお願いする。

……

当館卑見(本文)

1. 死刑廃止は政治的現実

- (1)「死刑は、正義ではない。」これは、単なるスローガンではなく、政治的現実である。EU15か国を始め、それらを含むCE加盟43か国がこの原則を尊重し、平時における死刑廃止を規定する「欧州人権条約第6議定書」に加入して、現実的政治選択により死刑を廃止してきた。ロシア、トルコ等死刑制度を維持するわずかの国も、執行を停止し、死刑のない欧州が現実のものとなり、死刑制度は「生命に対する権利」なる人権と合致しないという原則が確立されている。
- (2)目を欧州外に転じて、国連加盟約180か国中死刑廃止又は執行停止を実現した国は、109か国に上る。「死刑は、正義ではない。」これは、すでにグローバルな政治的現実である。
- (3)先般の第一回死刑廃止世界会議は、かかる状況の下、全世界での死刑廃止を実現するための初めての国際会議として、CE、欧州議会、仏国民議会、ストラスブール市、パ・ラン県、アルザス地方圏さらには新聞・雑誌・テレビ等から広範な支援を得て開催されたもので、右期間中、当地は、死刑廃止一色に塗りつぶされたかの様相を呈した。そこで特に問題とされたのは、米国、中国、イラン、イラク、サウディ・アラビア、日本等で、我が国及び米国を除けば、現在の日本とは全く異なる民主的とは形容し難い政治体制や宗教的背景を持つ国ばかりである。これら諸国と日本が、EU、CE等の死刑廃止を現実のものとした国からは同類と受け止められている事実を直視し、対処振りを検討することが肝要と思料する。

2. 「世論の支持」の説得力

- (1)死刑制度を維持する理由として、正義の実現及び犯罪抑止の観点から凶悪犯罪に対する死刑の適用を国民世論の多数が支持していることが挙げられていれ(マ)る。
- (2)しかし、死刑廃止国は、国家が人間の生命を奪うことは、たとえ凶悪事件の犯人に対してでも、生命に対する権利(“right to life”)の侵害であるとしている。従って、これら諸国にとっては「死刑は、正義ではない」ので、世論の支持があろうとも、死刑制度維持は正義実現手段とはならない。加害者の人権を侵害しても、被害者の人権侵害を回復できるわけではなく、人権侵害の繰返しに過ぎないとも言われる。
- (3)また、死刑の持つ犯罪抑止効果についても、欧州諸国において、死刑廃止後に犯罪率が顕著に上昇したという統計的事実はなく、かかる論拠を以て欧州諸国を説得し得ないのも現実である。
- (4)そもそも、欧州諸国は、世論の多数が死刑制度維持を支持している中、政治的決断により死刑廃止に踏み切っている。これは、人権は世論に左右されるべきものではないとの、確固たる政治的意思によるものである。従って、仮に世論が反対を主張しても、それを乗り越えて死刑廃止を実現した国に対しては、無意味な反論となる。
- (5)それ故、死刑制度維持の説明にあたっては、より一層説得的な理由を提示する必要がある。他方、大多数の死刑廃止国が政治家を中心とする政治的決断によって死刑廃止を実現してきたことから、法を執行する立場にある行政府のみでは解決できない問題であることは、容易に理解を得られる点と思料する。……

3. 本問題の我が方外交への影響

(1)CEと日本の関係

(イ)日本とCEの関係は、1974年以来のOECD拡大討議への我が方国会代表団の参加を端緒とし、1992年の当館開設以降は政府と閣僚委員会との常設的な協力関係も構築された。1996年に日本がCEオブザーバーとなってからは、この協力関係はより一層緊密かつ重要なものとなってきており、日本が欧州諸国から得ている信頼の一助となっている。

(ロ)CEが活動の重点を置いている司法・人権を始め、教育、文化等広範な分野でのCEの活動に対し、日本からの協力の実績がある。これは、各種セミナーへの我が方専門家の参加による知的貢献及びセミナー開催に

際しての財政貢献を内容とし、CE側からも高く評価されている点である。本官は、CE加盟国常駐大使、CE幹部等と着任あいさつを兼ね多数会談し、我が国による最近のCE協カリストを呈示しつつ、日・CE間関係の重要性を指摘してきたが、先方からも常に日本の貢献の重要性を理解し、感謝している旨の発言があった。CE側としても、我が方からの貢献は活動遂行に必須との由で、これまでに構築された協力関係に水を差すこととなるオブザーバー資格剥奪には、本音ベースでは消極的である。他方で、議員会議の決定には、閣僚委員会としても真摯に応える必要があり、2003年1月以降かかる困難な状況が招来されることを最も憂慮している。

(2)CEとの関係悪化の帰結

仮に、日本がCEオブザーバー資格を喪失するような事態に至った場合、日本と一欧州国際機関たるCEとの関係悪化のみではなく、日本外交全体の損失につながる。

(イ)現在のCEの活動中特筆すべきは、最先端の問題を含む様々な分野における多数国間条約を作成するスタンダード・セッターとしての役割である。しかも、CEをフォーラムとして作成された条約も、加盟対象となる国はCE加盟国にとどまらず、グローバル・スタンダードを形成する。先般局長級会合で承認されたサイバー犯罪対策条約案はかかる多数国間条約の一例であり、右策定交渉への積極的関与が可能となったのは、CEオブザーバー資格ゆえであって、そのような機会を失うべきではない。

(ロ)また、死刑廃止問題は国際社会において人権を重視する傾向の強い欧州諸国が最大の問題の一つとらえているもので、CEとの関係悪化は、今後、バイやマルチの外交の種々の場面で悪影響を及ぼしかねない。

バイの関係では、我が国から欧州諸国への犯罪人引渡要求に対し、死刑適用の可能性を理由に引渡に応じないという事態が既に現出しており、今後特に司法協力分野を中心にバイでの協力の拒否が拡大する可能性がある。また、レイモン・フォルニ仏国民議会議長のように「死刑を維持する国はCEオブザーバーにしておく意味がない」と公言してはばからない政治指導者が現れる(ママ)至っては、バイの関係への悪影響を憂慮せざるを得ない。

マルチでは、既に、EU、OSCEからも死刑廃止を要求する圧力が強まっているのは、御高承のとおりである。安保理常任理事国の米国ですら、国連人権委員会選挙で落選の憂き目にあっているところ、今後CE加盟43か国が我が国に対しても同様の態度をとり、経済援助を絡めた欧州の説得で死刑を廃止している多数のアフリカ諸国も一致して行動する事態も予想され、人権委員会、安保理選挙はもとより、我が方の安保理常任理事国入りにも支障となること無きにしもあらずと思料する。

4. 当面の対処振り

(1)CE側の要求

CE議員会議が採択した決議等により我が方の対応が求められているのは、(イ)遅滞なき死刑執行停止の実現と死刑廃止に必要な措置、(ロ)死刑囚の処遇の即時改善、(ハ)CEと我が方との対話である。これらの点につき、2003年1月までに進展が見られない場合には、我が国がCEオブザーバー資格を失うことになる可能性も排除されない。もとより、既に死刑制度を廃止した国にあっても、右実現までには数年を要したケースもある訳で、本官として我が国の死刑制度廃止が一朝一夕に実現できるような容易な問題であるとは考えておらず、また、タイムリットを付したやり方が適当かどうかについては疑念を抱くものではあるが、上記3.(2)に述べた最悪の事態を回避するには、次のような対処振りがあるのではないかと思料する。

(2)対話の継続の重要性

本件につき対処するに当たって、我が国として最低限必要なことは、CEと我が方との死刑問題に対する対話を継続することである。グンナール・ヤンソンCE議員会議法務人権委員長が本年2月に訪日し、法務大臣、法務事務次官等と意見交換したのも対話の一環と見なされるものであり、今般の議員会議においても死刑廃止議連からの参加とはいえ、我が方国会議員がCEの本件議論に参加し、他方、政府からはポジション・ペーパーを議場に配付したことによって、我が国の政府及び国会議員の双方がCEと対話する意思を有していることが明確となり、CE側から概ね好意的な反応を得る結果となっている。「死刑廃止問題は基本的価値観の相違であり、そもそも各国の国内問題である」として、対話すら拒否するとの立場をとることは、我が国に有利な結果を招来す

る所以ではなく、我が国の特異性を殊更際立たせることとなり、オブザーバー資格剥奪論に拍車をかけることとなりかねない。このことは、今次議員会議に議員も参加せず、政府からの書簡も参加者に配付されなかった米国に対して、多数の非難の声が上がったことから、明白と言わざるを得ない。この点につき、貴本省の御配慮に感謝申し上げる次第である。

CE議員会議9月会期のOECD活動拡大討議の際には、我が方国会議員団の参加が通例となっており、CE側としては議員レベルでの本件対話の機会としたい意向である。我が方としてもこれを貴重な対話の機会として有効に活用すべきであり、参加を予定する国会議員に対しては、予め本件に関しても十分なブリーフィングを行うとともに、CEとの対話の重要性を認識していただくことが肝要と思料する。なお、対話の枠組みは今後CE議員会議側と調整を要するが、CE側は法務人権委員会及び政務委員会に我が方との対話を指示している。

また、死刑制度のあり方について、政府内部でも検討するような制度的枠組みを設けて頂ければ、これまたCE側に対する大きなジェスチャーとなるのではないかと思われる。

(3) 死刑囚の処遇改善

また、死刑囚の処遇改善も、法律改正等を要せず、多々実現することが可能ではないかと思料されるので、右実現の可能性につき、可及的速やかに御検討願いたい。我が国の死刑囚の待遇が拷問に等しいとの欧州に見られる批判は、誤解に基づく側面もあることは重々承知しおるも、他方で接見交通に見られるが如く、欧州での処遇とはかけ離れた実態があることも否めず、右が我が国のネガティブなイメージに繋がる危険性が看取される。更に、死刑囚の処遇問題は、多分にシンボリックな側面があり、若干改善を図ることにより、多大なアピール効果を期待できることから、早急な改善につき、関係省庁との御協議方合い煩わせたい。

(4) 死刑執行停止

さらに卑見を申し述べれば、多くの諸国でも見られるとおり、死刑廃止への第一歩として、死刑制度は存続させつつも、死刑執行を停止するという「モラトリアム」方式も検討に値するのではないかと愚考する。もとよりこのような方式を導入することについては、高度な政治的判断を要する点で実現には困難を伴うものの、我が国においても過去の一時期、数年にわたって死刑が執行されなかった事実に鑑みれば、かかる方式の採用が絶対不可能という訳ではないのではないかと思料される。多大な困難を伴う措置とは承知しおるも、右が実現した際の効果は絶大であり、オブザーバー資格剥奪論が終息することは疑う余地がない。

他方、仮定の話として、今般のCE議員会議による死刑廃止を求める決議が採択された直後に死刑が執行される(過去の実例からして、国会の閉会後に集中して死刑執行が行われると指摘されており、今次通常国会閉会後に死刑が執行される可能性が無きにしもあらず)ようなことになれば、CE側に対して真っ向からチャレンジする形になってしまい、計り知れない悪影響が出ることは言をまたない。右のような事態が発生すれば、折角貴本省の御高配により議員会議を乗り切ったにも関わらず、CE側が態度を硬化させ、オブザーバー資格の即時剥奪といった強硬論者を煽る結果となるのではないかと懸念する次第である。……

→①対話の継続

②死刑確定者の処遇改善の働きかけ

③死刑執行停止の働きかけ の3点を当面の対処として提案

…日本政府内で死刑執行停止が提案されたのは異例

ヨーロッパの展開する人権政策の最も強い風当たりを受ける現場の外交官の苦悩が窺われる

懸念や危機感が日本国内でほとんど共有されていないことに対する焦慮が垣間見える

→「今般のCE議員会議による死刑廃止を求める決議が採択された直後に死刑が執行される…ようなことになれば、CE側に対して真っ向からチャレンジする形になってしまい、計り知れない悪影響が出ることは言をまたない」として、日本政府の無思慮な対応を懸念



翌 2002 年 9 月の執行について、同年 10 月 8 日にストラスブール総領事館の職員がコアン法務人権委員会事務局書記長と懇談した際に、

「9月における突然の2件の死刑執行はCE側として極めてショッキングであった」
「9月の議員会議の直前に死刑が執行されたことは極めて残念なことであり、議員会議側として大変ショックを受けている」

等の遺憾の意が示される(2002年10月9日外務省本省へ電信)

7 今後の対処振り(案)(議論のたたき台メモ)(作成日不明、2001年7月6日以降)

ストラスブール総領事の意見具申等を受けて外務省欧州国際機関室で対処振り案が作成される

CE議員会議決議に関する在ストラスブール総領事の意見具申と今後の対処振り(案)
(議論のたたき台メモ)

1. 意見具申中で当面の対処振りとして提案されている事項

- (1) 対話の継続
- (2) 死刑囚の処遇改善
- (3) 死刑執行停止

2. 上記1. に対する我が方の対処振り案

- (1) → 我が方としては、立場の違いにより対話すら拒否するという姿勢は望ましくないもので、既存の議員会議の場や、先方議員の訪日の際には対応するなど、対話を行う姿勢は継続。
- (2) → 基本的に制度及びその解釈の問題であり法務省の考え方もあるので、外務省として現行制度の変更等を求めるための働きかけを行わない。(但し、死刑囚の処遇改善について変更の余地はないかに関心を示すことは考えられる)
- (3) → (2) 同様の理由及び世論の現状等に鑑み、高度に政治判断を要する事項であるので、外務省として働きかけは特に行わない。……

→ 対話の継続については是とされた

死刑確定者の処遇改善や死刑執行停止については、働きかけを行わない

→ 外務省欧州国際機関室は、上記の方針を踏襲して、「欧州評議会(CE)議員会議におけるオプザーバー国の死刑廃止に関する決議と我が方の当面の対応について」を決定(2001年9月20日)

…決議は、死刑を議論する格好の端緒となるものだった

決議が日本で大きな関心と呼ぶことはなかった

ストラスブール総領事の意見具申も日の目を見なかった

8 総括

「欧州の天地は複雑怪奇なる新情勢を生じた」？

←オブザーバー資格剥奪を求める欧州評議会側の強硬姿勢よりも、
強硬姿勢を招いた日本側の判断ミスや対応ミスが目につく

日本における死刑制度に対する支持は岩盤のように堅固なものではない

(佐藤舞「世論という神話——望むのは『死刑』ですか？——」世界 879 号(2016)183 頁以下、184-191 頁)

→死刑に対する「ふわっとした支持」

→民主主義的な要請があるとする理由付けを弱める

国家が個人の生命を剥奪する必要悪としてしか正統化／正当化できない刑罰に対する
「迷い」

→「日本は迷いながらも、振り返りながらも、政策的に苦渋の決断をして死刑を存置している」
と訴えた方が人権問題だと主張する相手方にとっては理解を得られやすかったはず

→①日本における議論の紹介

②情報公開の進展

③死刑確定者の処遇の向上

という対応をとっていれば、日本の死刑に対する印象は相当異なっていたのでは？

内政干渉だと反発する内向きの態度ではなく、日本の刑罰制度全体を洗練させる好機としてとらえ、
取り組むべき

…死刑の正統性／正当性を維持するための方策

【関連文献】

拙稿「死刑執行停止の検討を求めるストラスブルグ総領事の意見具申」年報・死刑廃止編集委員会編『年報・死刑廃止 2016』(インパクト出版会、2016)40 頁以下

拙稿「日本の死刑執行停止を求める欧州評議会 2001 年決議について——死刑に関する外務省情報公開文書を読み解く——」関西大学法学論集掲載予定

GM: 11081

87

秘
無期限

※
GM11081-02
平成 13年 2月 19日 17時 35分 受付

FAX

(14)

電信案

※ P. 2

通信課長

大臣
秘書官
政務次官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
① 国際社会協力部
審議官
人権人道課長
企画課長
首席事務官
総務班
人権班

※発電係 1 2
起案
平成13年2月16日
起案者 長原 電話番号 3144

協議先
。国際協定課長
。西欧第一課長
。法務省
秘書班
目録
op
課長
首席
総務×2
EO課×2
。kp 710 配布

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

注意
一 二 ※印欄内は通信課で記入します。
一 一枚目は機密処理し、折り返さない様願います。

在 EU 各国, ストラスブール 大使 総領事 外務大臣 発

件名) EUからの 我が国の死刑制度に対するデマルシユ 要処理

主管・文書番号 固人 ※電信番号 合第3721号 大至急 普通 (至急 優先処理)

転電 国連代 転報 寿府代 ※転電番号 合第3722号 大至急 普通 (至急 優先処理) 大使・総領事 へて

※ 優先 アイランド 等019 F電 秘

(平成十年七月改訂)

16日、クムリン在京スウェーデン大使、ディルクス在京ベルギー大使及びユールヨ
ーゲンセン欧州委員会代表部大使が高須国際社会協力部長を来訪し、我が国の死刑制度
についてデマルシュを行ったところ、右概要以下のとおり（国人長原同席）。なお、先方
より手交されたメモランダム及びデマルシュ後に発出されたプレス・リリースを別F A
X公信にて送付する。

1. 先方発言要旨

(1) 本日は、訓令に基づきEUの総意としてグループを代表して、日本の死刑制度の
廃止、それが難しい場合には、少なくとも執行に猶予（モラトリアム）を置くことを日
本政府に対して要請したい。EUは、国連等の多国間の場合だけでなく、二国間関係にお
いても、死刑制度廃止のための働きかけを行うことを決定した。日本に対する要請は今
回が初めてである。

(2) 死刑廃止は人間の尊厳を高め、人権の伸張に寄与する。

(3) 民主的社会において、国民世論は大切であるが、我々の経験に鑑みると、世論の
反対が死刑廃止を決めた国の他に、世論の多数が死刑制度廃止を反対しているが政府は
廃止という立場をとった国もある。また、日本国民は世論における死刑廃止への動きに
関する情報を十分得ていないのではないか。十分な情報が提供されれば、世論も変化す
るのではないか。

(4) 本問題は、センシティブかつ複雑な問題であるが、死刑制度は原始的（primitive）
な制度と考える。死刑制度を維持することは日本のような民主化が進んでいる現状から
乖離しているのではないか。日本は多くの分野において、EUと共通の考え方及び価値
観を持っているのであるから、本問題についても、共通の考え方を持ってもらいたい。

2. 当方発言要旨

(1) 本問題を考えるには、様々な要素を考慮に入れる必要がある。まず、第一は国民
感情であり、我が国においては、国民世論の多数が、極めて悪質な犯罪については、死
刑もやむを得ないと考えている。例えば、1999年に行われた総理府による世論調査
によれば、約80パーセントが場合によっては死刑もやむを得ないと回答している。廃
止すべしとの意見は9パーセント未満であった。第二は犯罪情勢であり、これは非常に
残念なことであるが、凶悪な犯罪は未だに後を絶たない状況である。これに関連して、

死刑制度が犯罪の予防効果となるかどうかについて議論されることがあるが、科学的な研究による結果は確立されておらず両論ある。死刑廃止をした国の中でも、また復活している例もみられる。第三は刑事政策の在り方である。基本的に、死刑の存否は、国家として国の歴史、社会事情等を踏まえて、刑事政策の見地から日本として何が最も適切かという論点から考えるべき問題であり、死刑制度を維持する立場に変更はない。

他方、我が国の死刑制度については、法制度上、死刑の適用がある犯罪は最も重大な犯罪に限定されている。

(2) 先ほどの世論調査を少し紹介すると、場合によっては死刑もやむを得ないと回答した人は、その理由として、凶悪な犯罪は命をもって償うべきだということを挙げており、これは、我が国の伝統的な考え方とも言える。その他には、被害者や家族の気持ちがおさまらない等を挙げている。本問題については、各国において異なる感情を持っていると思う。

(3) 我が国においては、本問題に取り組んでいる超党派の議員やNGOもいるが、率直に言うと、本問題について国民的議論が活発になされている状況にない。

別FAX公信とも、国連代、寿府代に転電した。

(了)

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

90

秘
無期限

平成 12年 12月 5日 18時 11分 受付

電 信 案

通信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管 ~~欧亜局長~~
~~審議官~~
~~審議官~~
西欧第一課長

※発電係 1 3 2
起案
平成12年11月15日
起案者 白石 電話番号 2605

協議先

首席事務官
総務班

注意

⑤去務相了 2x2m

一二
1 ※
枚印
欄内
は機
械通
信課
で記
入し
ます。
折曲
げな
い様
願い
ます。

②人権難民課長
首席事務官
総務班
LR班 mk

④法規課長

③北米第一課長

西欧第一課 0002571
a 07000002571 a

在 ストラスブール 大使 総領事 外務大臣 発

件名

事務連絡(欧州評議会: オランダ国における死刑廃止に関する調査)

要処理

主管・文書番号

※電信番号
第251号

大至急 至急

パターン・コード

欧亜一

普通 (優先処理)

転電

米国、スエ

密検電番号40号

大至急 至急

転報

オランダ国、スエデン大使 総領事 へ

普通 (優先処理)

※

優先

ストラスブール 等005 漢字 秘

森田次席へ

山田欧西一長より

貴電第613号、第454号及び第382号に関し、

冒頭貴電にあります、CEによる我が国に対する死刑制度調査に関しましては、我が方の基本的な考え方を当課より累次電話連絡等でも非公式にご説明してきておりますが、改めて以下のとおり整理の上、御伝達致します。

1. 基本的考え方

(1) 欧州諸国は今日、死刑制度に対して極めて批判的な立場をとっていることから、CEは、オプザーバー国である我が国及び米における死刑制度を問題視してきていることは貴館からの累次報告のとおりです。従って、本件調査の最終的な目的は我が国の死刑制度の廃止を強く求めていくことにあるということは相当程度推量され、この結果、欧州側による我が国への批判が一層高まるであろうと思われまます。

(2) 他方、死刑制度の存廃の問題は、基本的に各国において当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方を踏まえて慎重に検討されるべき問題であり、それぞれの国において独自に決定すべきものと考えられます。従って、CE等で我が国の死刑制度を批判する内容の何らかの決議等が採択されたことをもって、我が国の政策が直ちに変更されることは想定できません。

(3) また、本件議員の訪問の経緯、趣旨を考えると、死刑廃止を訴えにくることに終始する可能性が高く（アポイント希望先に死刑囚が含まれていることから意図は極めて明白です）、「客観的な調査」や「対話」という次元からかけ離れた、いわば「確信犯」的な調査であることは疑いないと思われまます。よって調査の結論がある程度予測がつく以上本件についての協力は慎重に対応すべきと考えられます。

(4) 従って、我が方としては本件訪日への協力につき基本的に極めて消極的ではありますが、貴館からの意見具申にもあるように、受け入れ拒否という対応は先方の感情的な反発を招く可能性があり、また我が国とCEとの概ね友好的な関係を徒に損なう恐れもあり得ることから、最低限の対応として、訪日を何らかの形でサポートすること自体はやむを得ないのではないかと結論に至っています。

(5) 本件を政府として受け入れる以上は、政府関係者とのアポイントなど政府の意見を説明できる人との会談をセットすることを中心に協力すべきと考え

ており、政府から例えば死刑廃止論者にアプローチすることについては消極的に考えざるを得ません。(但し、先方への説明にあたっては、前者の点を言うだけで、結果として死刑廃止論者を含む非政府関係者との接触に協力しないことを意味しますので、後者の点には敢えて言及しないことが適当と考えます。)

2. 今後の対応振り

(1) 冒頭貴電第613号にもあるように、CE側は、我が国だけでなく、米国に対しても本件調査を行う意向ですが、本件に関し米国は我が国と同様に基本的には死刑制度存続につき方向性を等しくしているものと考えられますところ、我が方としての対応振りを決定するにあたっては米国の対応振りを見る必要もあると考えられます。従って、我が方としてはCE側が米国への調査受け入れ要請を行い、米国の対応振りがある程度明らかになった段階で、改めて我が方の対応振りを検討したいと考えており、上記1.の基本的な考え方は基底にありつつも、最終的な決定は当面は留保したいと考えております。

(2) 従いまして先方より12月12日~20日ないし1月3日~20日の受け入れにつき再度照会越した場合には、現下の内政状況や、来年1月より省庁再編が行われること等から受け入れが難しいと考えられるところ時期をずらすことはできないか先方に打診願います。

米国、スイス、寿府代、国連代に転電した。

(了)

欧州評議会・法務人権委員長の法務大臣表敬概要

- 1 日時 平成13年2月22日(木) 10:05-10:25(20分間)
- 2 場所 法務大臣室
- 3 訪問者

欧州評議会・法務人権委員長 [REDACTED]	グンナール・ヤンセン 氏 [REDACTED]
-----------------------------	----------------------------
- 4 同行者

参議院議員(民主) 死刑廃止を推進する議員連盟会長	竹村 泰子 氏
衆議院議員(社民)	保坂 展人 氏
参議院議員(社民)	福島 瑞穂 氏
衆議院議員(社民)	大島 令子 氏
- 5 応対者

法務大臣	高村 正彦
------	-------
- 6 陪席者

刑事局長	古田 佑紀
矯正局長	鶴田 六郎
秘書課長	寺田 逸郎
- 7 訪問時の会談の概要

(法務大臣)
 欧州評議会・法務人権委員長の訪日を歓迎し、委員長のこれまでの活動に敬意を表します。

(委員長)
 多忙の中の面会に感謝します。欧州評議会の全加盟国が、既に、死刑を廃止または執行の停止を行っているところ、オブザーバー国である日本にも、死刑の廃止または死刑執行の停止を求めたい。

(法務大臣)
 日本では、一昨年9月、国民の8割が重大な犯罪については死刑の執行も止むを得ないと考えているとの世論調査結果が出されており、また、執行のモラトリアムについても、極めて慎重に限定的に適用されている死刑の状況から、世論に照らして難しい。

(委員長)

外国人の死刑囚等は、本国に送還するようにすべきではありませんか。

(法務大臣)

現在、外国人の死刑囚はいません。また、受刑者の移送については、早期に条約を締結すべく鋭意検討中です。

(委員長)

死刑囚の房の見学と死刑囚との面会を希望します。

(法務大臣)

少なくとも、現時点では困難ですが、国政調査権に基づく国会からの正式な要請があれば、これを検討する余地があります。その後であれば、何らかの対応ができる可能性はあると思います。

(委員長)

この検討に対して感謝します。今回の訪問の結果を取りまとめて、来る6月会期の際に、欧州評議会に報告する予定です。

ところで、私は過去に国際連盟の事務局長として活躍された日本の新渡戸稲造氏を尊敬しています。欧州で日本乃至日本人についての説明を求められた際、どのように説明すべきか、大臣のアドバイスをお願いします。

(法務大臣)

日本には、「和魂漢才（わこんかんさい）」という言葉があり、日本固有の精神と中国伝来の学問が融合したことを表しています。百数十年前、文明開化と共に、これが「和魂洋才」となりましたが、今は世界のグローバル化の中にあって、日本の歴史、伝統、文化と世界の普遍的な価値との調和を求めていかなければなりません。西洋文明を日本に紹介しつつ、日本人としての精神を世界に伝えた新渡戸稲造氏はその先駆者でありました。

(委員長)

御立派な見解を伺い感謝します。これを是非、欧州に伝えたいと思います。

会見に感謝します。

以上

意見交換会記録 (概要)

法務省大臣官房秘書課
国際室長 田平啓剛

日時 平成13年 2月22日(木) 午前10時30分～同11時50分

来談者 グンナール・ヤンソン欧州評議会・法務人権委員長

竹村泰子参議院議員(民主党)

福島瑞穂参議院議員(社民党)

大島令子衆議院議員(社民党)

その他2名

応談者 松尾邦弘法務事務次官

渡邊一弘官房審議官(刑事局担当)

小畑輝海官房審議官(矯正局担当)

池上政幸刑事局総務課長

梶木壽矯正局総務課長

田中常弘矯正局保安課長

田野尻猛刑事局付

九重東京拘置所長

野下えみ秘書課付

当職外3名

(竹村議員) 本日は、死刑廃止推進会長として、ヤンソン法務人権委員長に同行して来ました。

(ヤンソン) 欧州評議会は43メンバー国と5オブザーバー国(日、米を含む)から成っていますが、事実調査の一環として、死刑存置国である貴国を訪問しました。死刑は非人間的な刑罰ということで、メンバー国においては、1997年以来、一件も執行されていません。オブザーバー諸国においても、生命権及び人権の尊重という観点から、死刑廃止の可能性を探って戴きたい。

死刑廃止への反対世論は、欧州でも根強いものがありました。これを克服して実現して来ました。法務大臣も言われたように、世界は一体化して、価値観の共有も進んでいます。貴国における死刑廃止の可能性は如何なものか、また将来に向けての展望は如何なるものか、貴見をお伺いしたい。

また、詳しく拘置所の状況を説明して戴き、死刑囚の舎房を視察させて戴き、更に死刑囚にも面会させて戴きたい、と考えています。

(次官) 貴委員長の本意見交換会へのご参加、法務省としても歓迎致します。欧州評議会の諸活動には注目しており、深く敬意を表する次第です。共通の見解を共有することは仰有るとおりですが、死刑について、日本政府としては、それぞれの国の固有の事情によって決定されるべきものと考えています。死刑制度は、凡そ刑罰の根幹に関わるものです。我が国では、先にオウム事件があり、多数の人命が失われました。死刑についての関心が、この事件によって深まった、と、私は個人的に思っています。死刑を存置すべきかどうか、この事件の影響で一時的にポイントを高めているだけなのか、慎重に見極める必要があります。

付け加えて、死刑を是認する10数年前の最高裁判決もあります。また、死刑廃止に向けて、政府としては、国民をリードすべきでは？という意見があることも承知しています。世論の過半が反対でも、これを説得し、実現してきた、ということも承知しています。その上で、尚、慎重に考えざるを得ないのです。

我が国では、自由な報道、出版等を通じて、諸々の意見は、国民に対して十分に伝えてある、と信じます。

日頃から皆様方の活動に対して敬意を払い、このような討論の機会を歓迎することは、冒頭、申し上げたとおりですが、個別の問題については、それぞれに回答の用意があります。

(ヤンソン) その前に、世論というものは扱い難いところがあります。世論に耳を立てることは大事なことです。欧州の観点からすると、議会は人々の代表であると共に、人の意思に影響を与える任務があります。日本の民主主義も同様で、世論重視は当然のことですが、それだけに留まりません。

1994年、欧州における死刑廃止プロジェクトが開始されました。当初は死刑廃止に対して、80%以上の反対があったのです。ロシア連邦のウクライナとラトヴィアで死刑廃止を提唱したとき、人々は「政治的な自殺行為だ！」と主張しました。私は「そうは思わない。」と応じたのですが、事実、反応は最小限であったのです。

松尾次官に質問したいのですが、人々の考え方について、もっと詳しく話して戴けませんか？

(次官) 一昨年9月の世論調査の結果ですが、79.3%が存続を望み、廃止に同調したのは8.8%に過ぎませんでした。欧州評議会の動きは、我々にとって示唆に富むものであり、また、70名以上の方が死刑廃止議員連盟に加わり活動されている等、いろいろな方面で、いろいろな議論がなされることは、重要なことであり、また、望ましいことでもあると考えています。

(ヤンソン) デ・ファクト・モラトリアム(事実上の死刑執行の停止)についてもご検討願いたいのですが・・・

(次官) 死刑囚に、徒らに期待感を抱かせてしまうということで、法務大臣単独の判断で法務省としての死刑執行停止は困難である、と思います。

(ヤンソン) 欧州では違ったシステムを採っています。共和国では、トルコの例等がありますが、議会の決定を大統領が恩赦によって覆すことが出来るのです。

ここでは両方のシステムで、二つのステップを執ることを提唱します。第一のス

トップとして、刑の執行停止があります。第二に、法の修正で、先ず国内法的に死刑判決を取り除くこと、次いで国際条約に加入することです。

(次官) 議論は結構なことと考えます。

(小畑審議官) 大臣室での二つの質問に回答します。

一つは、死刑確定者の舎房見学の件ですが、死刑囚の心情安定のため、応じ兼ねます。空いている舎房については可能です。

もう一つ、受刑者移送条約の早期締結の件については、矯正局内にチームを作り、外務省、最高裁等と調整しつつ、国内法の整備に全力を挙げているところです。法案の確定時期については不明で、目下、頑張っている次第。ご支援方、よろしくお願ひします。

(ヤンソン) 死刑囚の心の平安? 自分は欧州で定期的に刑務所訪問をしているところ、それを乱すということが理解出来ません。

(小畑審議官) 死刑確定者は、自分の死を待っている、という状況にあります。懲役受刑者には刑務作業がありますが、死刑確定者には何もありません。そこで、短歌・俳句等、趣味的な活動その他に没頭したり、教誨師に会ったりとか・・・

(ヤンソン) 自分の経験上、欧州においては、受刑者の精神的な平穏を決して乱したことはありません。

(次官) 心情を乱すことはない、というようなことは、実際に会って判断出来ることです。しかし、一般的にそういう制度は採り難いものです。また、日本人の感覚は、欧州の人々とのそれとは違う、と思います。

問題提起としては、これを受け止めておきたい、と考えます。

(竹村議員) 受刑者移送条約の加入時期は、いつ頃になりますか?

(梶木課長) プロジェクト・チームを一昨年作り、外務、最高裁と共に、目下、諸国の法制を研究し、チェックと検討を重ねているところで・・・

(次官) 出来るだけ早期に仕上げたい、と努力しています。

(大島議員) 死刑確定者の心情の安定というが、その判断基準は何ですか? 個別的に判断すべきでは?

本日、高村大臣の前向き発言もあったところ、国会議員も同伴するのだから、死刑確定者との面談について、許容されては如何ですか?

(次官) 議員の国政調査権については、法務省としても最大限に尊重します。しかし、だからと言って、本日、今直ぐ、という訳には行きません。要検討ということで、お願ひします。

(竹村) では、出来るだけ早い時期に、ということで、よろしく。

以上

電信

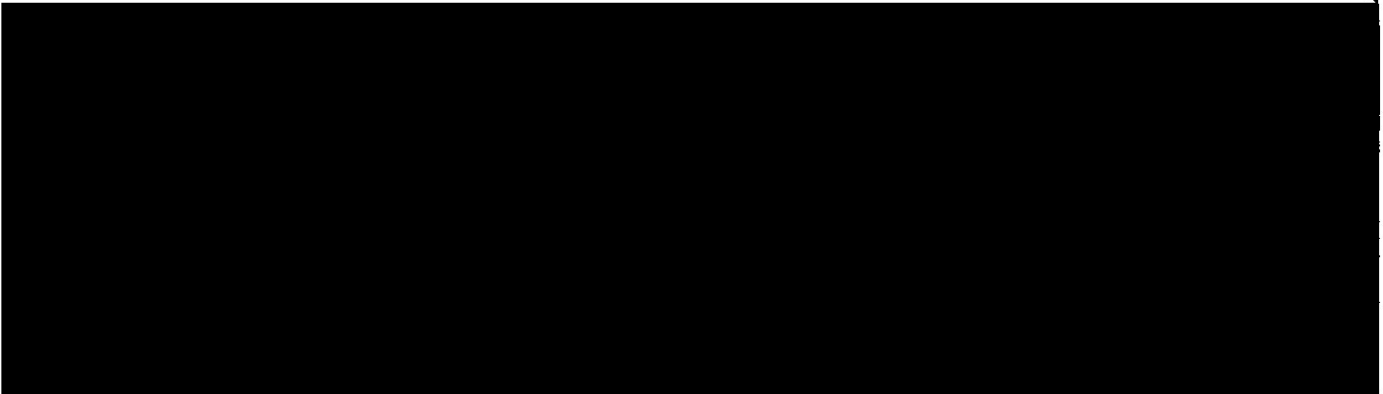
押印



主管

08-053

秘



注意

一二三四五
電報の
報に
関り
す
換
照
は
会
慎
重
に
報
願
通
信
課
ま
す
校
閲
班
(内
線
四
二
一
三
・
四
二
一
四
)
に
連
絡
願
い
ま
す。

総番号



主管

平成13年 6月28日



ストラスブール 発

欧 国

6月28日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

山 口 総 領 事

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

欧州評議会（オブザーバー国の死刑廃止：意見具申）（2の1）

第475号 秘 至急（優先処理）



（分割電報）

往電第463号及び第468号に関し、

冒頭往電で御報告申し上げたとおり、25日、欧州評議会（CE）議員会議において日米両国の死刑廃止を求める決議が採択され、死刑を巡る状況改善に2003年1月までの期限を設けた上CEオブザーバーとしての資格を見直すとの形で、1998年以来のCE議員会議における議論が一応の結論を得た。

本件死刑廃止問題については、米国では死刑廃止を実施済みの州も存在し、更には欧州の声に呼応するかのよう死刑廃止運動も展開されていることは御高承のとおりである。翻って、我が国の現状を見ると、犯罪の凶悪化に伴って刑罰を強化する方向に動いており、今般当地で開催された死刑廃止世界会議のみならず、CE議員会議の審議するマスコミによる報道はほとんど無く、死刑廃止運動は

ごく少数派に過ぎず、市民社会をも巻き込んだ議論もほとんど見られない状況にある。このまま推移すれば、我が国は米国のみならず、韓国、台湾その他のアジア諸国にも遅れを取り兼ねないと懸念される。

そこで、死刑問題が単に我が国のCEにおけるオブザーバー・ステータスにリンクされている欧州の一国際機関の問題ではなく、我が方外交全般に影響を及ぼす要因となりうるとの観点から、欧州における死刑問題の取扱われ方、本件取り進め振り等につき卑見を申し進めるところ、貴本省におかれては、右を踏まえよろしく御検討頂くとともに、関係省庁に対しても今後の対処振りの参考に供されるよう特段の御高配をお願いする。

(ポイント)

1. 死刑廃止は政治的現実

死刑廃止は、欧州はもとより世界規模の政治的現実であって、死刑制度を維持しているとして批判されている国のうち、我が国及び米国以外は、民主国家とは言い難い政治体制や宗教的背景を持つ諸国。

2. 「世論の支持」の説得力

人権は世論に左右されないとし、政治的決断で死刑廃止を実現した欧州諸国に対し、「世論の支持」「死刑の犯罪抑止効果」を理由に死刑維持を説明し、理解を求めるのは困難。行政府のみで解決できない点は、理解を得やすい。

3. 本問題の我が方外交への影響

日本のCEへの貢献は高く評価されており、オブザーバー資格剥奪には本音ベースでは消極的。他方、CEとの関係悪化は、CE以外でも、バイ、マルチの両面で、我が方外交全般に悪影響。

4. 当面の対処振り

当面、CEとの対話の継続、死刑囚の処遇改善、更には死刑執行の停止を検討し、最悪の事態を避けるべき。また、直近の死刑執行は、我が国がCE議員会議に対しチャレンジしたと受け止められか

ねず、悪影響が懸念される。

当館卑見（本文）

1. 死刑廃止は政治的現実

（１）「死刑は、正義ではない。」これは、単なるスローガンではなく、政治的現実である。EU 15か国を始め、それらを含むCE加盟43か国がこの原則を尊重し、平時における死刑廃止を規定する「欧州人権条約第6議定書」に加入して、現実的政治選択により死刑を廃止してきた。ロシア、トルコ等死刑制度を維持するわずかの国も、執行を停止し、死刑のない欧州が現実のものとなり、死刑制度は「生命に対する権利」なる人権と合致しないという原則が確立されている。

（２）目を欧州外に転じて、国連加盟約180か国中死刑廃止又は執行停止を実現した国は、109か国に上る。「死刑は、正義ではない。」これは、すでにグローバルな政治的現実である。

（３）先般の第一回死刑廃止世界会議は、かかる状況の下、全世界での死刑廃止を実現するための初めての国際会議として、CE、欧州議会、仏国民議会、ストラスブール市、バ・ラン県、アルザス地方圏さらには新聞・雑誌・テレビ等から広範な支援を得て開催されたもので、右期間中、当地は、死刑廃止一色に塗りつぶされたかの様相を呈した。そこで特に問題とされたのは、米国、中国、イラン、イラク、サウディ・アラビア、日本等で、我が国及び米国を除けば、現在の日本とは全く異なる民主的とは形容し難い政治体制や宗教的背景を持つ国ばかりである。これら諸国と日本が、EU、CE等の死刑廃止を現実のものとした国からは同類と受け止められている事実を直視し、対処振りを検討することが肝要と思料する。

2. 「世論の支持」の説得力

（１）死刑制度を維持する理由として、正義の実現及び犯罪抑止の観点から凶悪犯罪に対する死刑の適用を国民世論の多数が支持していることが挙げられている。

（２）しかし、死刑廃止国は、国家が人間の生命を奪うことは、たとえ凶悪事件の犯人に対してでも、生命に対する権利（"right to life"）の侵害であるとしている。従って、これら諸国にとっては「死刑は、正義ではない」ので、世論の支持があろうとも、死刑制度維持は正義実現手段とはならない。加害者の人権を侵害しても、被害者の人権侵害を回復できるわけではなく、人権侵害の繰返しに過ぎ

ないとも言われる。

(3) また、死刑の持つ犯罪抑止効果についても、欧州諸国において、死刑廃止後に犯罪率が顕著に上昇したという統計的事実はなく、かかる論拠を以て欧州諸国を説得し得ないのも現実である。

(4) そもそも、欧州諸国は、世論の多数が死刑制度維持を支持している中、政治的決断により死刑廃止に踏み切っている。これは、人権は世論に左右されるべきものではないとの、確固たる政治的意図によるものである。従って、仮に世論が反対を主張しても、それを乗り越えて死刑廃止を実現した国に対しては、無意味な反論となる。

(5) それ故、死刑制度維持の説明にあたっては、より一層説得的な理由を提示する必要がある。他方、大多数の死刑廃止国が政治家を中心とする政治的決断によって死刑廃止を実現してきたことから、法を執行する立場にある行政府のみでは解決できない問題であることは、容易に理解を得られる点と思料する。(続く)

電信

主管

08-053

秘

注意
一
二
電報の
報に
報の
に、
関
り
す
扱
る
照
は
会
慎
は
重
情
に
報
願
通
い
信
課
す
検
閲
班
(
内
線
四
二
一
三
・
四
二
一
四
)
に
連
絡
願
い
ま
す。

総番号

[Redacted]

主管

平成13年 6月28日

[Redacted]

ストラスブール 発

欧 国

6月28日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

山 口 総 領 事

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

欧州評議会（オブザーバー国の死刑廃止：意見具申）（2の2）

第476号 秘 至急（優先処理）

[Redacted]

（往電第475号分割電報）

3. 本問題の我が方外交への影響

（1）CEと日本の関係

（イ）日本とCEの関係は、1974年以来のOECD拡大討議への我が方国会代表団の参加を端緒とし、1992年の当館開設以降は政府と閣僚委員会との常設的な協力関係も構築された。1996年に日本がCEオブザーバーとなってからは、この協力関係はより一層緊密かつ重要なものとなってきており、日本が欧州諸国から得ている信頼の一助となっている。

（ロ）CEが活動の重点を置いている司法・人権を始め、教育、文化等広範な分野でのCEの活動に対し、日本からの協力の実績がある。これは、各種セミナーへの我が方専門家の参加による知的貢献及びセミナー開催に際しての財政貢献を内容とし、CE側からも高く評価されている点である。本官は、CE加盟国常駐大使、CE幹部等と着任あいさつを兼ね多数会談し、我が国による最近のCE協

カリストを呈示しつつ、日・CE間関係の重要性を指摘してきたが、先方からも常に日本の貢献の重要性を理解し、感謝している旨の発言があった。CE側としても、我が方からの貢献は活動遂行に必須との由で、これまでに構築された協力関係に水を差すこととなるオブザーバー資格剥奪には、本音ベースでは消極的である。他方で、議員会議の決定には、閣僚委員会としても真摯に応える必要があり、2003年1月以降かかる困難な状況が招来されることを最も憂慮している。

(2) CEとの関係悪化の帰結

仮に、日本がCEオブザーバー資格を喪失するような事態に至った場合、日本と一欧州国際機関たるCEとの関係悪化のみではなく、日本外交全体の損失につながりうる。

(イ) 現在のCEの活動中特筆すべきは、最先端の問題を含む様々な分野における多数国間条約を作成するスタンダード・セッターとしての役割である。しかも、CEをフォーラムとして作成された条約も、加盟対象となる国はCE加盟国にとどまらず、グローバル・スタンダードを形成する。先般局長級会合で承認されたサイバー犯罪対策条約案はかかる多数国間条約の一例であり、右策定交渉への積極的関与が可能となったのは、CEオブザーバー資格ゆえであって、そのような機会を失うべきではない。

(ロ) また、死刑廃止問題は、国際社会において人権を重視する傾向の強い欧州諸国が最大の問題の一つととらえているもので、CEとの関係悪化は、今後、バイやマルチの外交の種々の場面で悪影響を及ぼしかねない。

バイの関係では、我が国から欧州諸国への犯罪人引渡要求に対し、死刑適用の可能性を理由に引渡に応じないという事態が既に現出しており、今後特に司法協力分野を中心にバイでの協力の拒否が拡大する可能性がある。また、レイモン・フォルニ仏国民議会議長のように「死刑を維持する国はCEオブザーバーにしておく意味がない」と公言してはばからない政治指導者が現れる至っては、バイの関係への悪影響を憂慮せざるを得ない。

マルチでは、既に、EU、OSCEからも死刑廃止を要求する圧力が強まっているのは、御高承のとおりである。安保理常任理事国の米国ですら、国連人権委員会選挙で落選の憂き目にあっているところ、今後CE加盟43か国が我が国に対しても同様の態度をとり、経済援助を絡めた欧州の説得で死刑を廃止している多数のアフリカ諸国も一致して行動する事態も予想され、人権委員会、安保理選挙はもとより、我が方の安保理常任理事国入りにも支障となること無きにしもあらずと思料する。

4. 当面の対処振り

(1) CE側の要求

CE議員会議が採択した決議等により我が方の対応が求められているのは、(イ)遅滞なき死刑執行停止の実現と死刑廃止に必要な措置、(ロ)死刑囚の処遇の即時改善、(ハ)CEと我が方との対話である。これらの点につき、2003年1月までに進展が見られない場合には、我が国がCEオブザーバー資格を失うことになる可能性も排除されない。もとより、既に死刑制度を廃止した国であっても、右実現までには数年を要したケースもある訳で、本官として我が国の死刑制度廃止が一朝一夕に実現できるような容易な問題であるとは考えておらず、また、タイムリミットを付したやり方が適当かどうかについては疑念を抱くものではあるが、上記3.(2)に述べた最悪の事態を回避するには、次のような対処振りがあるのではないかと思料する。

(2) 対話の継続の重要性

本件につき対処するに当たって、我が国として最低限必要なことは、CEと我が方との死刑問題に対する対話を継続することである。グンナール・ヤンソンCE議員会議法務人権委員長が本年2月に訪日し、法務大臣、法務事務次官等と意見交換したのも対話の一環と見なされるものであり、今般の議員会議においても、死刑廃止議連からの参加とはいえ、我が方国会議員がCEの本件議論に参加し、他方、政府からはポジション・ペーパーを議場に配付したことによって、我が国の政府及び国会議員の双方がCEと対話する意思を有していることが明確となり、CE側から概ね好意的な反応を得る結果となっている。「死刑廃止問題は基本的価値観の相違であり、そもそも各国の国内問題である」として、対話すら拒否するとの立場をとることは、我が国に有利な結果を招来する所以ではなく、我が国の特異性を殊更際立たせることとなり、オブザーバー資格剥奪論に拍車をかけることとなりかねない。このことは、今次議員会議に議員も参加せず、政府からの書簡も参加者に配付されなかった米国に対して、多数の非難の声が上がったことから、明白と言わざるを得ない。この点につき、貴本省の御配慮に感謝申し上げる次第である。

CE議員会議9月会期のOECD活動拡大討議の際には、我が方国会議員団の参加が通例となっており、CE側としては議員レベルでの本件対話の機会としたい意向である。我が方としてもこれを貴重な対話の機会として有効に活用すべきであり、参加を予定する国会議員に対しては、予め本件についても十分なブリーフィングを行うとともに、CEとの対話の重要性を認識していただくことが肝要と思料する。なお、対話の枠組みは今後CE議員会議側と調整を要するが、CE側は法務人権委員会

及び政務委員会に我が方との対話を指示している。

また、死刑制度のあり方について、政府内部でも検討するような制度的枠組みを設けて頂ければ、これまたCE側に対する大きなジェスチャーとなるのではないかとと思われる。

(3) 死刑囚の処遇改善

また、死刑囚の処遇改善も、法律改正等を要せず、多々実現することが可能ではないかと思料されるので、右実現の可能性につき、可及的速やかに御検討願いたい。我が国の死刑囚の待遇が拷問に等しいとの欧州に見られる批判は、誤解に基づく側面もあることは重々承知しおるも、他方で接見交通に見られるが如く、欧州での処遇とはかけ離れた実態があることも否めず、右が我が国のネガティブなイメージに繋がる危険性が看取される。更に、死刑囚の処遇問題は、多分にシンボリックな側面があり、若干改善を図ることにより、多大なアピール効果を期待できることから、早急な改善につき、関係省庁との御協議方合い煩わせたい。

(4) 死刑執行停止

さらに卑見を申し述べれば、多くの諸国でも見られるとおり、死刑廃止への第一歩として、死刑制度は存続させつつも、死刑執行を停止するという「モラトリアム」方式も検討に値するのではないかと思考する。もとより、このような方式を導入することについては、高度な政治的判断を要する点で実現には困難を伴うものの、我が国においても過去の一時期、数年にわたって死刑が執行されなかった事実に鑑みれば、かかる方式の採用が絶対不可能という訳ではではないのではないかと思料される。多大な困難を伴う措置とは承知しおるも、右が実現した際の効果は絶大であり、オブザーバー資格剥奪論が終息することは疑う余地がない。

他方、仮定の話として、今般のCE議員会議による死刑廃止を求める決議が採択された直後に死刑が執行される（過去の実例からして、国会の閉会後に集中して死刑執行が行われると指摘されており、今次通常国会閉会後に死刑が執行される可能性が無きにしもあらず）ようなことになれば、CE側に対して真っ向からチャレンジする形になってしまい、計り知れない悪影響が出ることは言をまたない。右のような事態が発生すれば、折角貴本省の御高配により議員会議を乗り切ったにも関わらず、CE側が態度を硬化させ、オブザーバー資格の即時剥奪といった強硬論者を煽る結果となるのではないかと懸念する次第である。

CE、米、加、墨、ヴァチカン、ユーゴ、寿府代、国連代に転電した。(了)

秘

済

主管

08-030

(衆) 国際会務課
(参) 国際会務課
(法) 秘書課 国際室

。オ-スワ

望月

気配配
電信

日高



注意

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

総番号

主管

平成14年10月 8日
10月 9日

ストラスブール 発
本省 着

欧 国

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

外務大臣殿

山口総領事

欧州評議会議員会議（オブザーバー国の死刑廃止問題）

第1031号 秘 至急（優先処理）

往電第1002号に関し、

7日、松原がコアン・CE議員会議法務・人権委員会事務局書記長と面会、同委員会における日・米の死刑問題に関する検討状況等につき意見交換を行ったところ、先方の発言概略以下の通り。

1.（冒頭、当方よりオブザーバー国の死刑問題については来年1月の議員会議において討議される予定のところ、現在の法務・人権委員会における本件準備状況について質したところ）

オブザーバー国の死刑問題については、特に、米国における死刑廃止セミナーの開催が同国の中間選挙等の関係等から本年中に開催することが困難であることから、来年1月の議員会議までに十分な準備が出来ない見通しとなっている。その為、本件問題討議については延期せざるを得ず、恐らく来年4月の議員会議で討議されることとなろう。

2. 日本については、5月に日本において死刑廃止を考える司法人権セミナーを開催し、死刑問題を巡る対話が行われ、良い方向での進展が見られていたところ、9月における突然の2件の死刑執行はCE側として極めてショッキングであった。森山法務大臣は、5月の同セミナーの際や国会の場で

「極めて重大な犯罪では死刑はやむを得ないと多数の国民が考えている。法治国家の仕組みとして死刑制度がある以上法務大臣の努めとしてこれ執行しなければならない。」旨述べられており、かかる発言からは今回の死刑執行は驚くべきことでは必ずしもないが、また他方で同法務大臣は、「死刑制度の是非は基本的に各国が判断するものであるが、日本では極めて慎重に運用がされていることを理解してもらいたい。」旨述べられたことや同セミナーを通じ日本とC Eの間で有意義な対話が行われたにもかかわらず、9月の議員会議の直前に死刑が執行されたことは極めて残念なことであり、議員会議側として大変ショックを受けている。かかる事情もあり、先般のO E C D活動拡大討議の際に、是非とも法務・人権委員会として貴国国会代表団と対話を行うことを希望したが最終的に右が実現しなかったことは残念であった。

3. (これに対し当方より、我が方国会代表団が9月26日の法務・人権委員会に出席出来なかった理由、事情については既にお伝えしたとおりである。他方、同代表団は、シュヴィマーC E事務総長、シーダー議員会議議長表敬の際、死刑問題に関し忌憚のない意見交換、対話を行っている点についても既に貴書記長に御説明した通りである。他方、これはあくまでも個人的意見であるが、死刑問題に係わる国会議員の立場は千差万別であり、代表団としての統一的ポジションで対話に臨めないという困難な事情があると想像していると述べたところ)

死刑問題に関し貴国国会議員の中で様々な意見、考えがあり、代表団として統一的ポジションで対話を行えない事情や困難については、(かつて、欧州各国においても同様の事情であったことから)十分理解するものである。他方、先般の貴国国会代表団の中には、例えば公明党所属の議員がおられ同議員は党の方針、個人的信条等から確固たる死刑廃止賛成の意見をお持ちであると側聞している、また反対に、同代表団の中には死刑継続を強く主張されている議員もいられたのではないかと推察するところ、具体的にどのような考え、信条で死刑廃止に賛成乃至は反対されているのか法務・人権委員会として是非とも率直な御意見を拝聴したかった。法務・人権委員会としては、死刑問題については彼我の事情や国会議員の中で考え方の相違があることは理解している、かかる中、重要なことは対話の継続であることを改めてお伝え願いたい。他方、先般のO E C D活動拡大討議の際に貴国国会議員と対話の機会を持ち得なかったことから、法務・人権委員会として来年の議員会議における本件討議までに今後日本との間でどのような形で対話を継続出来るのか困惑している。

4. (当方より、我が国として本年度対先進国招聘プログラムでシーダー議員会議議長を招待すべく、現在先方の都合等につき照会しているところ(当館注:シーダー議長は、国内選挙のためオーストリ

ア国内におり、訪日意向打診が困難となっていたところ、先般のOECD拡大討議の際、我が国国会代表団が同議長を表敬した機会を利用して本官より、シーダー議長に意向打診の書簡を手交しおいた経緯がある。)であるが、同議長は11月に実施されるオーストリア総選挙に自ら立候補している関係等から同議長が我が方招待を受けるか否かについては右総選挙が終了し、大勢が判明するまで待たざるを得ない状況にある旨説明したところ)

時宜を得た招待であり是非ともシーダー議長には日本側の招待を受け、死刑問題につき貴国要路等と協議、意見交換してもらいたいと考える。かかる観点から、早速自分(「コ」書記長)はハレル議員会議事務局長と相談するつもりである。他方、11月のオーストリア総選挙まで「シ」議長が訪日招聘につき回答し得ないとの事情は確か(当館注:社交の席上ハレル事務局長より、本官に対し示唆あり。)であるが、もし、野党が政権を獲得する場合には「シ」議長が閣僚として入閣する可能性もあり得るのではないかと見ている。かかる場合には、「シ」議長は来年1月の議員会議までは議員会議議長の職にとどまるが、1月の議員会議では新たな議長が選出されることになるところ、来年1月までの訪日であればシーダー議長それ以降来年3月末までの訪日ということになれば新議長を是非とも招待して頂ければ幸いである。

CE、米、加、墨、ヴァチカン、EU代、国連代、寿府代に転電した。(了)

審つた

CE 議員会議決議に関する在スラズブル総領事の意見具申と今後の対処振り(案)
(議論のたたき台メモ)

大筋うんはふん
我が立場は
きちと伝ふべき

- 意見具申中で当面の対処振りとして提案されている事項
 - 対話の継続
 - 死刑囚の処遇改善
 - 死刑執行停止

2. 上記1. に対する我が方の対処振り案

- 我が方としては、立場の違いにより対話すら拒否するという姿勢は望ましくない
ので、既存の議員会議の場や、先方議員の訪日の際には対応するなど、対話
を行う姿勢は継続。
- 基本的に制度及びその解釈の問題であり法務省の考え方もあるので、外務省と
して現行制度の変更等を求めるための働きかけを行わない。(但し、死刑囚の処
遇改善について変更の余地はないかに関心を示すことは考えられる。) ←物理的処置
- (2) 同様の理由及び世論の現状等に鑑み、高度に政治判断を要する事項であ
るので、外務省として働きかけは特に行わない。

3. 以上を踏まえた今後の我が方対処振り案

(1) 関係議員への事実関係の説明

9月には、例年通りCE議員会議OEC D活動討議へ数名の議員が参加する方向で準
備を進めていることもあり、右討議参加議員へはCE議員会議の本件決議等の内容をし
かるべく説明すると共に、議員レベルでの対話の継続を図る。

中山先生へは「このへたは(案)の
死刑執行停止に強い人さ
メニバー」

(2) 我が国の立場の伝達

- 議員レベルの対話の他、必要に応じて我が方の死刑制度に関する立場を伝達すること
は重要であるが、殊更にCE議員会議側の反発を招くような形での対応は避ける。
(理由: 米國が正面から対応していない中で、日本のみが真正面から声高に「制度の変更は不可能であり、
(オブザーバー・ステータスを入質としたような) 議員会議の決議は不当」等の議員会議を全面的に批判
するような対応をとることは、本件決議の本来の標的が米國であったにも拘わらず、日本のみがかえって
CE内部でクローズアップされることになり望ましくない)。
- また、現時点で我が方より、「(現状では我が国の制度変更は不可能であるから、) 結
果的にオブザーバー・ステータスが剥奪されてもよい」との立場までCE側に明示する
事は、CE側へのネガティブなメッセージになる以上に、本件が同様に議論されている
EU、ひいては欧州諸国へのネガティブなメッセージとなるので避ける。

(3) 対欧関係の文脈で検討

- 本件は、単にCE (議員会議) との関係のみならず、EUとの関係や欧州諸国とのバイ
イの関係でも取り上げられていく可能性が大きくなっており、対欧関係の文脈で対応す
ることが必要。
- 基本的に死刑制度の変更は、立法府での議論が先行すべき問題であり、世論の現状を
踏まえれば、当面の制度変更が不可能であることは明白であるので、欧州側から本件が
取り上げられる場合はその度毎に丁寧に、我が方の立場を説明し理解を求める、という
姿勢を継続する。
- 日本とCEは幅広い関係を築いており、本件のみをもってオブザーバー資格の停止に
なる可能性は現時点ではそれ程大きくないと考えられるが、今後ともCEとの関係を積
極的にとらえ、本件問題を相対的にミニマイズすることが得策である。

我が方の
理解
に
あ
る
学
者
等
の
議
論

四月の
議
論
の
内
容
を
注
意
し
て
お
く

議
論
の
内
容
を
注
意
し
て
お
く

議
論
の
内
容
を
注
意
し
て
お
く

議
論
の
内
容
を
注
意
し
て
お
く

議
論
の
内
容
を
注
意
し
て
お
く

議
論
の
内
容
を
注
意
し
て
お
く

議
論
の
内
容
を
注
意
し
て
お
く

議
論
の
内
容
を
注
意
し
て
お
く

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

32

秘
無期限

※



GM73039-13

平成13年9月20日17時47分 受付

FAX 公信案

※

通信課長

大臣
秘書官
政務次官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

(欧州局長
審議官
審議官
西欧第一課長
欧州国際機関室長
首席事務官)

※発電係

1

2

起案

平成13年9月20日

起案者

電話番号

中山

5769

協議先

他府庁

注意

一 二 ※印欄内は通信課で記入します。
一 1 枚目は機械処理しますので、折り曲げない様願います。

在 ストウブール、米、212 (リオン2912) 大使
EU、奉命、国連 総領事 外務大臣 発

件名 欧州評議会 (オランダ、2国) における死刑廃止：
我が方の立場の再考 (要処理)

主管・文書番号 欧州
※FAX公信番号 合F第21416号
大至急 至急 (優先処理)
パターン・コード

転F信 ※転FAX公信番号
転報 大使・総領事 大至急 至急 (優先処理)
普通

※

6月25日にストラスブールで開催された欧州評議会（CE）議員会議は、CEオブザーバー国たる日・米の死刑廃止制度に関する決議を採択したところ、右に対する我が方の当面の対応につきとりまとめたペーパーを貴館参考までに別添送付する。

本信宛先：ストラスブール、米、加、スイス（リヒテンシュタイン）、ノールウェー、EU、EU加盟候補国、NIS、寿府代、国連代

（了）

欧州評議会（CE）議員会議におけるオブザーバー国の死刑廃止に関する決議と我が方の当面の対応について

平成13年9月20日
欧州国際機関室

1. 事実関係

(1) 6月25日、ストラスブールで開催された欧州評議会議員会議は、オブザーバー国たる日・米の死刑制度に関する決議を行った。

(2) 同決議によれば、議員会議として、日米に対し、(イ) 遅滞なく死刑執行に関するモラトリアムを実施し、死刑制度廃止に向けた必要な手段をとること、及び(ロ) 死刑囚房における条件の改善を図ること、を要求し、そのために日・米の議員とのあらゆる形態の対話を促進するとした。また、2003年1月1日までに、何ら著しい進展が認められない場合には、CE全体における日・米のオブザーバー資格の継続を問題とすることを決定する、としている（同決議の概要を含む保坂衆議院議員からの質問に対する答弁書抜粋、別紙1。応答要領、別紙2）。

(3) 我が方より、死刑制度に関する我が国の立場を文書にて先方に伝達したところ、同文書は議員会議の場で配布され、同会議の正式ドキュメントとして収載された（我が方の文書、別紙3）。

（なお、我が国は、CEのオブザーバー国ではあるが、CE議員会議のオブザーバー資格は有していない。）

2. 各国における死刑制度の状況

(1) CEには、EU加盟15カ国、EU加盟候補国12カ国を始め、ノールウェー、スイス、トルコ、ロシア、NISの一部、旧ユーゴの一部を除くバルカン諸国等ほぼ全ての欧州諸国（43カ国）が加盟。ロシア、トルコ、アルメニア以外は制度的に死刑を廃止しており、これら3国においても事実上死刑執行を停止中。

(2) 世界的には、死刑を廃止している国・地域（一部の犯罪のみ廃止、及び事実上廃止の国・地域を含む。99年末現在）は約120、存置国・地域は日、中、韓、米、シンガポール等、アジア、アフリカを中心に約70（一覧表、別紙4）。

3. 死刑制度に関する我が国の基本的立場・状況

(1) 死刑制度に関しては様々な考え方が存在すると認識。死刑制度の存廃の問題は、各国ごとにその国民の意見及び多数の者に対する殺人の存在等の国内の犯罪情勢を考慮して慎重に検討されるべきであるとの考え（別紙3参照）。

(2) 死刑制度の存続に関する世論調査が継続的に実施されており、99年9月の調査では、「存続」が79.3%、「廃止」が8.8%、「わからない」が11.9%。近年は、「存続」がむしろ増加傾向（世論調査結果、別紙5）。

4. 在ストラスブール総領事よりの意見具申

CEとの関係悪化は、CE以外でも、バイ、マルチの両面で、我が方外交全般に悪影響を及ぼすので、最悪の事態を避けるべきとして、以下の3点につき意見具申（別紙6）。

(イ) CEとの対話の継続

(ロ) 死刑囚の処遇改善

(ハ) 更には、死刑執行の停止の検討

5. 当面の対応

(1) 対外的対応

(イ) 本件は、単にCEとの関係にとどまるものでなく、広く欧州の中に存在する反死刑の世論が、今回の決議の背景にあることに注目する必要がある。このため、今後、日欧関係の文脈の中でも取り上げられることが予想され、これらの動きに適切に対応することが重要である。従って、EUや欧州諸国とのバイの関係の中で、本件が大きな問題とならないよう、我が国の立場を明確に説明して理解を求めていくことが必要。

(ロ) CE自体との関係については、我が国はCEのオブザーバーとなることによって、CEの多岐に亘る分野におけるグローバルな基準策定過程に自らの意見を反映させることが可能となっている（例：サイバー犯罪条約の条約交渉における日本の立場の反映）。一方、CE側にとっても、日本の参加により、欧州域外の知識や経験を取り入れたグローバルな基準策定が可能となる等のメリットがあるため、現時点では本件のみをもって日本のオブザーバー資格が停止される可能性はそれ程大きいとは考えられない。いずれにしても本件によるオブザーバー資格停止は、我が国のみならず欧州諸国側にとっても得策ではなく、可能な限り資格停止の事態を回避することが望ましい。従って、まずは我が国の立場を丁寧かつ明確に説明して理解を求めていくとともに、今後ともCEとの全般的に良好な関係及び、本件をCEと日本との間のシングルイシューにすることが双方にとって如何に非生産的であるかをプレイアアップし、本件の相対的重要性をミニマイズするよう努めることが重要。

(ハ) CE側がそれでも資格停止の態度を改めない場合には、我が国としてもCE側に対し、死刑制度の存廃はあくまで我が国の国内司法制度の問題ひいては我が国の主権にかかわる問題であって、そもそもオブザーバー資格停止をちらつかせて我が国の死刑制度の廃止を実現せんとするCE側の手法は極めて非友好的であり、欧州側の一方的かつ独善的な価値観の押しつけである旨述べるとともに、必要に応じ米国とも連携をとりつつ、我が国としてはCE側によるオブザーバー資格の剥奪も辞さないという強い態度で臨む必要がある。

(2) 国内的対応

(イ) 死刑制度は基本的には司法の問題であり、仮に同制度を改正することになる場合、立法の問題であることから、三権分立制度の中で行政府としては慎重な対応が必要。外務省としても、その枠内で適切に対応する必要があるが、国際世論の中にかかる動きがあることを、国内の関係者（司法、立法を含む）に通報すると同時に日本政府を代表してCE側に対して的確に反論していくことが、外務省の重要な役割であると考えられる。

(ロ) 特に、すでにCE議員会議議長より我が国衆参両院議長に対して、本件についての対話を要望越しているほか、9月にはCE議員会議のOECD活動討議が予定され、例年どおり我が国国会から数名の議員が参加する見込みであるため、出席議員に対しては、本件問題についてCE側の問題意識および現時点での我が国政府としての立場についてはしかるべくブリーフを行うこととする。また、10月29、30日には東京において日・EU議員会議が行われる予定であるが、その際先方（EU側）より本件が提起される可能性も排除されない。

(了)